

令和 3 年度甲府地区広域行政事務組合監査計画

地方自治法の規定に基づき、監査委員が行う監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に実施することができるように、次のとおり年間監査等計画を定める。

1 実施方針

監査等の実施にあたっては、甲府地区広域行政事務組合監査基準に基づき実施する。

2 監査等の種類、対象

監査等の種類		監査等の対象
財務監査(法第199条第1項) 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。	定期監査 (法第199条第4項)	令和3年度
	随時監査 (法第199条第5項)	令和3年度
行政監査(法第199条第2項) 事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。		令和3年度
財政援助団体等監査(法第199条第7項) 補助金、交付金、負担金等の財政的援助を与えている団体、出資している団体、借入金の元金又は利子の支払を保証している団体、信託の受託者及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査する。		令和2年度
決算審査(法第233条第2項) 決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。		令和2年度
例月現金出納検査(法第235条の2第1項) 会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか検査する。		令和2年度及び 令和3年度
基金運用審査(法第241条第5項) 基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。		令和2年度

3 監査等の実施時期

監査等の種類		監査等の実施時期
財務監査	定期監査 (法第199条第4項)	令和4年3月
	随時監査 (法第199条第5項)	随時
行政監査		随時
財政援助団体等監査		随時
決算審査		令和3年9月
例月現金出納検査		令和3年9月及び令和4年3月
基金運用審査		令和3年9月

4 その他

監査委員が必要と認める場合は、計画を変更する。